

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号) (前 略) (解雇) 第15条 有期雇用教職員が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合には、解雇する。 2 (略) (後 略)	(解雇) 第15条 有期雇用教職員が拘禁刑以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合には、解雇する。 2 (同 左) 附 則(令和7年達示第38号) この規則は、令和7年6月1日から施行する。
国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号) (前 略) (解雇) 第15条 時間雇用教職員が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合には、解雇する。 2 (略) (後 略)	(解雇) 第15条 時間雇用教職員が拘禁刑以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合には、解雇する。 2 (同 左) 附 則(令和7年達示第38号) この規則は、令和7年6月1日から施行する。
国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号) (前 略) 第29条 (略) (1) } (略) (2) } (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの (中 略) 第30条 (略) (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)	第29条 (同 左) (1) } (同 左) (2) } (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第30条 (同 左) (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131

改 正 前	改 正 後
第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ)をされ、その判決が確定していない場合。 (2) (略) 2 (略) (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) } (略) (3) } 3～5 (略) (後 略) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年達示第89号) (前 略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 (略) (1) 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2 } (略) 3 } 4 } (1) (略) (2) 当該支払の差止めを受けた者について、当該支払の差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 5～7 (略) (中 略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 } (略) 2 } (1) (略) (2) 当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による返納	号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ)をされ、その判決が確定していない場合。 (2) (同 左) 2 (同 左) (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) } (同 左) (3) } 3～5 (同 左) 附 則(令和7年達示第38号) この規則は、令和7年6月1日から施行する。 (退職手当の支払の差止め) 第13条 (同 左) (1) 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (同 左) 2 } (同 左) 3 } 4 } (1) (同 左) (2) 当該支払の差止めを受けた者について、当該支払の差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (同 左) 5～7 (同 左) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 } (同 左) 2 } (1) (同 左) (2) 当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による返

改 正 前	改 正 後
請求を受けることなく死亡したとき。 3～5 (略) (後 略)	納請求を受けることなく死亡したとき。 3～5 (同 左) 附 則 (令和7年達示第38号) この規則は、令和7年6月1日から施行する。